

吹田市重層的支援体制整備事業実施計画の素案に対する提出意見と市の考え方について

1 提出期間 令和7年（2025年）1月6日（月曜日）～
令和7年（2025年）2月5日（水曜日）

2 提出意見数 12件（3通）

3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

	提出意見	市の考え方
1	こども計画との関連が記載されていないが関連はないのか。	重層的支援体制整備事業実施計画は、第4次地域福祉計画の附属計画として位置づけ、策定をする予定です。P4でお示ししているとおりの、本計画では、子ども・子育て支援事業計画と整合性・調和を図りながら推進することとしていることから、令和7年4月に子ども・子育て支援事業計画を包含するこども計画とも整合性を図り推進していくことになります。 また、第5次地域福祉計画策定において、他の計画との関連については更新してお示しする予定としております。
2	相談者が行政の窓口を訪れる前に問題を解決することが一番ではないか。特に高齢者の場合、話し相手がいない、身内も寄り付かない等により自ら行政の窓口を訪れて相談することが難しいと考える。	地域づくり事業により住民同士が交流できる場・居場所づくりを推進することで、行政窓口以外でも気軽に悩みについて話し合える環境づくりや地域課題の発見に努めます。また、アウトリーチ等を通じた継続的支援により、支援者側から気になる世帯を訪問し、信頼関係を築けるようアプローチを続けながら適切な支援につなげます。
3	吹田市は医療機関、学校関係、災害安全地帯、交通機関など生活環境において恵まれている箇所が多いため、日々問題なく生活している若い世代の市	重層的支援体制整備事業(以下「重層事業」という。)の実施を通して地域の生活課題の把握に努め、若い世代も含めて地域に関心を持ってもらえる

	民にとっては、周囲の方と接する機会や場を必要と考えない可能性が高いことを理解しているか。	ような取組を実施してまいります。
4	図1の第1号、2号の実施主体は事業者のみか。	実施主体は市町村のほか、地域における福祉に資する事業について実績を有する社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人のほか事業を適切に実施することができるかと市が判断したものに、一部委託することも可能です。
5	重層ミヤクミヤク会議等について、地区福祉委員や民生・児童委員、一般の市民等も構成員となることがあるのか。	重層ミヤクミヤク会議及び重層プレミヤクミヤク会議については、地域の関係者が参加することが望ましい場合は、必要に応じて構成員として参加する場合も想定しています。
6	相談者にとっての身近な場所でお話を聞く場を設置し、担い手として元民生・児童委員の方や将来的に民生・児童委員を担ってもらえるよう若い方に参加を促す取組を重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）の中で検討してはどうか。	参加支援事業や地域づくり事業等を実施するうえで参考にさせていただきます。
7	第2章（1）計画の位置づけでは、当計画（素案）を『今後地域福祉計画に包含する予定』と明記していることは、地域福祉計画が各種福祉計画の上位計画に位置づけられていることや、両計画の策定過程には共通する点が多いことから、適切かつ有効と考える。 一方、（社会福祉法第四条でいう）地域住民等に対し、当計画（素案）と、吹田版「地域共生社会、包括的支援体制や地域包括ケアシステム等」との相互の概念を分かりやすく整理する必要があるのではないか。	第4次地域福祉計画では、計画策定の趣旨として「社会福祉法改正と地域共生社会の実現」をお示ししております。また、第9期吹田健やか年輪プラン及び第7期吹田市障がい者福祉計画においては、地域包括ケアシステムのイメージについて示しており、同年輪プランにおいては、コラムを活用してご説明しているところです。 令和9年度（2027年度）から開始する次期地域福祉計画においては、ご指摘の点を踏まえ、相互の概念を整理してお示しできるよう検討してまいります。

8	包括的な支援体制の整備は「全市町村の努力義務」だが、重層事業は「手あげに基づく任意事業」であり、なぜ今の吹田市で実施する必要があるのか。具体的な当市の課題等の根拠・データを出来るだけ明確にした方が良いのではないか。 何故なら、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（第五の三）」では、「重層的支援体制整備事業実施計画の策定過程を通じ、地域住民が抱える課題を踏まえ、地域住民や支援関係機関と議論を行い、事業実施の理念や目指すべき方向性についての認識の共有を図ることが重要である。」と明記されているからである。（「重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン」も同様）	重層事業の実施を検討するにあたり、各支援機関に対してヒアリングを重ねたところ、現状の支援に対する課題や重層事業に期待するような意見が多く出たこともあり、事業実施の判断につながりました。 P1の「はじめに」において、ヒアリングによって出た本市の課題等を明記しました。
9	はじめにでは、第4次吹田市地域福祉計画の重点施策に「包括的な相談支援体制の構築」を掲げ、これを具体的な仕組みとして形成するべく、重層事業を実施するとあることについては理解する。 一方で、社会福祉法第106条の3及び第106条の4上、「包括的な相談支援事業」は、「包括的な支援体制」に向けた取組の一つに過ぎない位置づけである。貴室では、「事業」でなく「体制」と用語を使い分けしているものと推察するが、全国の自治体の職員の中には、相談窓口の包括化こそが包括的な支援体制であるとの誤解が生まれていると言われており、なおさら、当市の地域住民等に十分理解されるかが懸念される。	地域住民が抱える課題やニーズによっては、支援機関や地域団体、地域活動に参加する住民等、生活課題を把握する経路は様々であると想定され、本市ではワンストップ窓口を設置するのではなく、行政の相談支援機関や、地域の様々な関係者が、重層事業の考えを理解した上で取組むことが重要であると考えます。また、地域共生社会の実現を目指すためには、参加支援や地域づくりを一体的に実施することで、行政と地域で支え支えられる仕組みづくりをしていくことが必要と考えます。 今後は関係機関や地域住民等に向けて随時研修の開催や啓発に取り組み、本事業や地域共生社会についての啓発や理解に努めてまいります。

10	第2章(3)計画の推進体制では、『地域福祉計画同様』とあるが、地域福祉計画が各種福祉計画の上位計画に位置づけられているにも拘わらず、吹田市地域福祉計画庁内推進委員会の委員長は、いまだ福祉部の次長級である。今後、庁内外での「分野を超える課題への速やかな調整」が求められる中、現体制では、庁内部間調整さえ進まず、担当者は孤立・疲弊するのではないかと懸念する。現在、当市の「総合教育会議」や「空家等対策協議会」では、市長が座長を務めているが、これらは「ひきこもりの長期化」や「身寄りのない高齢者」など、地域福祉課題にも関連しており、また、当事者自らが相談窓口を訪ねることも期待しづらい。市長が地域福祉においても先頭に立ち、これらの複雑化・複合化する前段階での、早期発見・対応、また、予防が出来得る地域づくり施策にも尽力頂くことを期待する。	地域における生活課題や現状を把握するためには、庁内外の支援機関や地域団体、地域活動に参加する住民等各関係者と連携する必要があることから、各関係者と普段から関わりながら支援提供等を行う職員で構成される吹田市地域福祉計画庁内推進委員会によって、地域福祉計画を総合的かつ計画的に推進しているところです。今後は重層事業の実施により、部局を跨ぐ連携や支援提供のイメージをこれまで以上に強化する必要があるため、同委員会で検討した内容を必要に応じて特別職や各部局長へ報告する等、庁内全体で重層事業や地域共生社会について理解が広がるよう努めてまいります。
11	現段階では、委託契約前等の諸事情もあることも理解するが、第4次吹田市地域福祉計画において『吹田市社会福祉協議会は地域福祉の推進を目的に組織された団体であり(中略)本市における包括的な支援体制の構築においても、重要な役割を担う団体として期待されています。』と掲げている。社協は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられており、そもそも地域住民の主体形成の拠点であり、地域づくりにおいては市と社協が協働する体制が基本となるはずである。何のために、コミュニティソーシャル	社会福祉協議会の地域におけるネットワークやボランティア活動のコーディネート等による地域福祉の推進といった地域づくりや生活・福祉の相談役として地域と行政のつなぎ役であるCSWを配置することで、様々な相談や課題のコーディネート等を行い、地域課題の把握や社会資源の開発を期待しています。重層事業の実施により社会福祉協議会に配置したCSWには、複雑化・複合化した課題をアウトリーチにより把握し、把握した地域の課題を分析し、地域と行政との協働の架け橋になることが必要であると認識しています。

	ワーカー（以下「CSW」という。）を13名も社協へ委託しているのかが問われるのではないか。	
12	これも委託契約前等の諸事情もあるのでやむを得ない面もあると思うが、どうしても全体的に具体性に欠け、「危機感」が感じられない。	重層事業において実施する取組は、市民の皆様にわかりやすく伝え、その考えを知っていただくことはもとより、複雑化した地域ニーズに対応する自治体職員の意識の変化を促すことを目指していくということに重きを置いて、本計画の策定を行ったものです。今後、事業が開始されましたら、審議会等でのご意見もお聞きしながら、市民の皆様や関係機関には本市の相談体制等について、出前講座やホームページ等、様々な機会を通して周知してまいりたいと考えております。